

海田町災害見舞金の支給対象拡大 ～床下浸水なども支給対象としました～

社会福祉課

☎823-9207 ㊟823-9627

平成30年7月豪雨災害の被害を受けた人に対する海田町災害見舞金について、これまで支給対象となっていなかった、住家に床下浸水等の被害のあった人に対し、新たに海田町災害見舞金を支給することとなりました。

既にり災証明書の交付を受けた人で、町で把握している該当の方に対しては、申請書類等を送付しますので必要事項をご記入のうえ海田町役場への提出をお願いします。

また、床下浸水等の被害があった人で、り災証明書の申請手続きをされていない人は、り災証明書の交付申請の手続きをお願いします。

り災証明書の申請手続きについては、原則被害状況の分

かる写真の添付が必要ですが、町が指定する浸水想定区域内の人であれば、現状の写真を添付していただければ申請が可能ですので、ご不明の人は社会福祉課（役場1階）へ問い合わせてください。

なお、既に海田町災害見舞金の申請書類を受け取っておられる人で、申請手続きが終わっていない人もお早目の手続きをお願いします。

海田町災害見舞金支給額◆

全壊（20万円）、大規模半壊（10万円）、半壊（5万円）、床上浸水（3万円）、**床下浸水・一部損壊（1万円）**

申請期限◆平成31年3月31日

平成30年7月豪雨により被害を受けられた人へ

海田税務署 個人課税第二部門 ☎823-2169（8時30分～17時 土日祝日を除く）

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

この災害により、住宅や家財および自動車などに被害を受けられた人は、雑損控除または災害減免法の適用により、平成30年分の所得税などの軽減または免除を受けられる場合があります。

つきましては、**災害を受けられた人に対し**所得税などの軽減に関する申告相談会を下記のとおり開催しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

なお、来場の際には、下記「持参していただく書類」を、持参していただきますようお願いいたします。

雑損控除等の申告相談会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催時間	開催場所
1月22日(火)	9時30分～16時 (混雑状況によって16時以前に相談受付を 終了する場合があります)	ひまわりプラザ 3階カルチャールーム (南つくも町11-16)
1月27日(日)、2月 3日(日) 【事前予約制】	9時～16時	海田税務署 (大正町1-13)

※ 1月27日(日)および2月3日(日)の両日は、**海田税務署管内の他の市町に住んでいる人も来署されますので、大変混み合うことが予想されますので、**可能な限りひまわりプラザの開催日での参加をお願いします。

※ 1月27日(日)および2月3日(日)の相談会は、**事前予約制**となっておりますので、ご希望の日を海田税務署（☎082-823-2169）まで連絡をお願いします。

持参していただく書類

No	必要書類	具体例など
1	り災証明書あるいは被災証明書	写しでも可
2	被災を受けた資産の取得時期、取得価格、面積などのわかるもの	工事請負契約書、売買契約書、登記事項証明書、領収書など
3	被災を受けた資産に係る修繕費、取り壊し費用、除去費用などがわかるもの	領収書、請求書、見積書など
4	被害を受けた資産について、保険金や補助金など受け取った場合、その金額のわかるもの	支払通知書、通帳の写しなど
5	平成30年分の所得金額や所得控除のわかるもの	源泉徴収票、青色申告決算書・収支内訳書、生命保険料控除証明書など



これからの防災について

向井会長 最近、自治会に入られないお宅が多いという地区がありますよね。そういった自治会では普段の交流

向井会長 なるほどですね。これから避難率を高めていくために、有効だと思います。

も少なく声かけも難しい状況が考えられますね。

町長 自治会への加入については、生活の安心安全というキーワードで働きかけていくことが重要であると思っています。

向井会長 災害時など、いざという時には声をかけ合うことが重要だということとは分かっています。が、難しいケースもあると思います。

町長 防災・減災という観点で対策を進めていくことが重要になってきます。私の考えている取り組みは大きく分けて3つあります。1つは、先ほどお話ししたように対象を絞った防災講習会を追加するなどして、避難率を上げていくこと。2つ目は、将来に向けて、このような災害を繰り返さないために、再度災害の防止に力を入れていくこと。3つ目は自治会の方々に災害に対する意識を高めていただくことです。

向井会長 そのような取り組みは、良いと思います。自治会と町とが連携をして被害を減らし、乗り越えていくための取り組みがこれからの海田町には必

要になってきますね。

町長 お互いが信頼できる関係を作っていくことが大切ですね。

向井会長 自治会でもそのような関係作りを大事にしています。お年寄りや若い人など幅広い年代の人がいるので、交流を増やし、信頼関係を築いて、何事も一致団結して取り組むことが重要ですね。

町長 これまでの話しをまとめて言い

ますと、避難所に避難してもらうことも、もちろん大切ですが、町民の方一人一人が、自分の身は自分で守るという意識を持っていただき、ご近所同士で助け合える関係を築いていくことが重要です。今後は、安心安全なまちづくりをめざして全力で取り組んでまいります。ご支援やご協力をお願いします。今日はお忙しい中ありがとうございます。

向井会長 こちらこそありがとうございました。

